

新製品

有機溶剤等を使用する作業場 粉じん作業を行う作業場の

元気に
働こう！
使用して
保護具を
正しく



安衛則改正に 伴う新製品

標識板

New

■ サイズ：600×450mm（穴4スミ）

■ 材質：クリーンエコボード製

有機溶剤等使用の注意事項

【有機溶剤中毒予防規則 第24条に定める掲示】

有機溶剤名

| 疾病の種類 | |
|-------|--|
| 症 状 | |

2.有機溶剤等の取り扱い上の注意事項

- (1) 有機溶剤等を入れた容器で使用中でないものには、必ずふたをすること。
- (2) 当日の作業に直接必要のある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと。
- (3) できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること。
- (4) できるだけ有機溶剤等を皮膚にふれないようすること。

3.有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置

- (1) 中毒の症状がある者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに、衛生管理者その他衛生管理を担当する者に連絡すること。
- (2) 中毒の症状がある者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること。
- (3) 中毒の症状がある者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと。
- (4) 中毒の症状のある者が呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと。

4.次に掲げる場所では有効な呼吸用保護具を使用しなければならない

- イ. 第十三条の二の第一項の許可に係る作業場
(同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行なうとき限る。)
- ハ. 第十三条の三第一項の許可に係る作業場であって、第二十八条第二項の測定の結果の評価が第二十八条の二第一項の第一管理区分でなかった作業場及び第一管理区分を維持できないおそれがある作業場
- ハ. 第十八条の二の第一項の許可に係る作業場
(同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行なうとき限る。)
- ニ. 第二十八条の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所
- モ. 第二十八条の二の第二第四項及び第五項の規定による措置を講ずべき場所
- ハ. 第三十二条第一項各号に掲げる業務を行う作業場
- ハ. 第三十三条第一項各号に掲げる業務を行う作業場

使用すべき呼吸用保護具

- 有機ガス用防毒マスク
- 有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具
- 送気マスク
- 空気呼吸器（緊急時）



1.の疾病的種類とその
症状はNIOSHのサイト
をご参照ください。



P90

該当する作業や使用すべき保護具に
☑ チェックマークをいれてご使用ください。



有機溶剤

一般社団法人日本標識工業会監修の下、掲示の内容をまとめています。

日本標識工業会 法令改正特設サイト

P91



粉じん